

せいり ばんごう 整理番号	7-4	そうだん 相談レベル	2
ぶん ぐい 分類	しごと		
こう ぐく 項目	ちんぎん 賃金		
ない よう 内容			

1 想定される質問の背景

- 働いたのに賃金が払われない。約束より賃金が少ない。

2 基本的な質問と回答

相談者 賃金はいつどのように支払われるのですか？

回答者 労働基準法により、賃金は原則として①通貨で、②働いている本人に直接、③その全額を、④毎月1回以上、⑤一定の期日に支払われなければならないとされ、支払いの方法や時期は労働契約に明示されています。

⇒ 労働契約 7-3へ

相談者 賃金には下回ってはならない最低の金額があるのですか？

回答者 使用者は、最低賃金法に定められた最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。支給額が最低賃金額より少ない場合は、差額を労働者に支払う義務があり、罰せられることもあります。最低賃金は地域によって異なり、毎年改定されています。2006年10月1日に発効した神奈川県最低賃金額は時間額で717円です。最低賃金は、パートタイマーやアルバイトなどすべての労働者に適用されます。

相談者 働いたのに賃金を払ってくれません。(約束より賃金が安いです。)

回答者 賃金の未払いなどがあった場合は、ただちに労働基準監督署や、労働関係の相談窓口へ相談してください。

⇒ 外国人労働相談窓口 7-12へ

⇒ 労働基準監督署 13-3-2へ

⇒ 給料をもらえない場合 7-11-2へ

3 派生する質問と回答

相談者 自分はオーバースティなので行政には相談しにくいです。

回答者 日本国内の企業で働く場合には、オーバースティであるかどうかに関わらず、日本の労働法が原則として適用されます。行政への相談に抵抗感がある場合は、外国籍住民に対する支援団体に相談してはいかがでしょうか？

⇒ その他民間支援団体 13-9-3へ

4 基礎知識

弱い立場におかれた外国籍労働者

労働基準法によって国籍による差別は禁止されていますが、在留資格を持っていないオーバースティの人の場合など、日本人よりはるかに安い賃金で雇用されている例があります。こうした人々は退去強制を恐れて、誰にも相談できずに劣悪な労働条件に耐えています。